

特集

3年猶予期間経過後、 マイナンバー未提出のお客様にも分配金は支払われる？

2018年(平成30年)12月末で、マイナンバーのいわゆる3年猶予期間が終了します。金融機関の皆様、特に本部の預り資産担当部署の方々におかれては、マイナンバーをご提出いただけないお客様に対し、いかにマイナンバーを提供してもらうかに苦心されていることと思われまます。

この点、悩ましいのは、マイナンバーを提出いただくようお客様に依頼をする際、お客様から「マイナンバーを出さないと何か不利益があるの?」「マイナンバーを出さないと、分配金とかもらえなくなるの?」と尋ねられた際、明確な回答ができないことです。

3年猶予期間経過後にマイナンバーを出していない場合の取扱いについては、後述のように、「最初の分配金・解約代金(投信の場合。なお、以下「分配金等」といいます。)の支払日までにマイナンバーを金融機関に提供していないお客様については、お客様はその金融機関に対し、(口座開設時に本人確認を受けていても)分配金・解約代金の支払いの都度、税法上の本人確認を受けなければならないこと(以下「都度の本人確認」といいます。)が定められています。

毎回の本人確認を受けなければならないことがデメリットといえればデメリットですが、それ以上のこと、端的には「(マイナンバー未提出で、都度の本人確認も受けられない場合、)分配金等の支払いを受け

られない」と明確に書かれてはいません。そのため、金融機関としても「分配金を支払って良いかどうか?」が明確ではないこととなります。

これはさすがに望ましい状態ではなく、年末にデッドラインを迎える本年中のどこかの時点で、金融当局から何らかの指針が示されるものと思われまます。

金融当局からこの点に関する明確な指針が公表されたということではありませんが^(※)、日本証券業協会(以下「日証協」)が2018年6月6日付けで会員宛てに通知している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」のP.22に、関連した記述が書かれています。

(※) 本号が皆様のお手元に届くまでに公表されている可能性もあります。

「<該当箇所 全文>

また、国内居住者において(税法上の経過措置期間の経過後においても)正当な理由なく個人番号の提供を拒む口座については、一定額以上(自社で通常行われる取引の金額に比して一定程度高額の金額を設定する)の出金については、顧客への面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求めることも考えられる(この場合、敷居値未満

の出金であっても継続して行われるものについては同様に扱うことが考えられる。))」。

この文章には、「一定額以上の出金については、顧客への面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求めることも"考えられる"」との記述があります。

素直に読めば、出金(つまり顧客への分配金等の受渡しや分配金再投資)をすること自体は前提として可能であり、行う出金について、「一定額以上の出金の場合には顧客面談の実施等を行うことが望まれる。逆に閾値未満の出金については、無条件で行うこともできる。」という風に読み取れます。逆に言えば、「金融機関が分配金や解約代金を払うことは認めた、許容した」と解釈できます。

もちろん、日証協が会員向けに通知している資料について、その文理からはこのように読み取れるというだけで、この事実を以って、「金融当局が今後、金融機関が分配金等を支払うことを否定するような指針が出される可能性が100%ない」と言い切ることはできないでしょう。ただこの「～マネロン等対応の考え方～」を発出した日本証券業協会の通知文には、「金融庁とも相談のうえ作成した」ことも書かれています。

なお、分配金等を払って良いなら、分配金再投資も当然良いことになるだろうと思われまます。

<関連条文>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（注：いわゆるマイナンバー整備法）の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（注：いわゆるマイナンバー整備法施行令）平成二十六年五月十四日政令第百七十九号）第16条第5項

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条～4（略）

5 施行日前に旧所得税法施行令第三百三十六条第二項・・・の告知をした者で施行日以後に・・・利子等又は配当等の支払を受けるものは、施行日から・・・三年経過日・・・以後最初に・・・利子等又は配当等の支払を受ける日・・・までに、当該各号に規定する金融機関の営業所等の長・・・に、その者の同法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める・・・「確認書類」・・・を提示し・・・て個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該利子等又は配当等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該利子等又は配当等については、第三項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百三十六条第一項の規定を適用する。

⇒所得税法施行令 336 条第1項には「（分配金等支払いの）都度の本人確認」を義務付ける規定がある。条文の「告知」とは、「本人確認書類を提示して、本人確認を受ける」こと。

<所得税法施行令第336条第1項>
（預貯金、株式等に係る利子、配当

等の受領者の告知）

第三百三十六条

国内において法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等・・・又は同項に規定する配当等・・・につき支払を受ける者・・・は、・・・その支払の確定する日までに、その確定の都度、その者の氏名又は名称、住所・・・及び個人番号又は法人番号（・・・「番号既告知者」・・・にあつては、氏名又は名称及び住所・・・）を、その利子等又は配当等の支払をする者の営業所・・・の長・・・に告知しなければならない。

⇒336 条第2項には、口座開設時に告知（＝本人確認のこと）すれば、上記第1項の都度の告知をしたものとみなす旨の規定がある（第七号）。金融機関は通常、この2項第七号に基づいて口座開設時に告知することにより、都度告知を省略している。税法上は都度告知が原則で、口座開設時の告知は便宜のための例外的位置づけ。

⇒3年猶予期間終了までにマイナンバーを提供しない場合、336 条1項の原則に戻るといふ考え方。

ここからは筆者の個人的な見解ですが、以下のようなことも考えられます。

この日証協「～マネロン等対応の考え方～」に沿った取扱いがされることになると、「マイナンバーを金融機関に提供しなくても、分配金等は受取れる」という認識がお客様の間に広がると考えられます。

お客様に「マイナンバーを出さないと、分配金等をもらえないのか？」と聞かれたら、「もらえません」と「正しくない？」回答をする訳には行かないと思われます。その回答を受けた場合、お客様が「分配金等がもらえるなら、マイナンバーを出さない」と意思決定することも考えられます。

上記のように「提供しない場合、都度の本人確認等が義務付けられている」ので、一定程度、「出さないことのデメリット」もあるので

すが、お客様が利益衡量をする結果、「都度の本人確認等をしても構わないから、マイナンバーを出したくない」と考えられる可能性もあると思われます。

金融機関としては、この「～マネロン等対応の考え方～」で提言されているとおり、「一定額以上の出金については、顧客への面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求める」などを実施することも考えられますが、一方で、それを強く求めることにより、お客様が口座閉鎖・取引停止などの反応をされることも予想されます。他社で預金口座を開設する場合は、お客さまはマイナンバー提供に応じなくても開設できるので・・・。

マイナンバーの収集は、3年猶予期間経過後であっても、ある程度時間が掛かることを覚悟して臨む必要がありそうです。

以上

<付録>

民法改正と投資信託業務

民法改正の施行日は2020年4月1日とされています。この6月末時点であと1年9ヶ月となり、長いようで短い中で、各金融機関で実務対応のご検討を進められていると思われます。とりわけ金融機関の預り資産ご担当の方々と接触機会が多い弊社では、掲題の「民法改正の投資信託業務への影響」についてのお問合せを多くいただきます。融資関係の業務などに比べ、現状、改正対応に多大な準備が必要との議論がある訳ではありませんが、比較的情報の少ない分野であり、この機会に情報提供させていただきます。

◎「定型約款」に該当するかどうか重要

民法改正のテーマの一つが、「約款」に関する規定が民法の中に置かれたことです。多くの金融機関が、投資信託販売に関する約款（以

下「投信販売約款」といいます)、例として投資信託受益権振替決済口座管理規定や非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(NISAの約款)などを使用していますが、以下の説明は、主にそれらを念頭に置いています。

改正民法においては、約款はいわゆる「定型約款」と呼ばれるもの(改正民法第548条の2)とそうでない約款に分けられます。そして、前者に該当するものは(非常に大雑把な言い方をすれば)お客様に事前周知することにより、その約款を準備する側(投信販売金融機関など)が一方向的に約款変更をすることができるが、「定型約款」に該当しなければ、お客様から個別の変更同意を得なければ、約款変更ができないということになります。

投信販売約款については、現在の一般的な実務では「約款変更によるお客様への不利益が軽微でないと判断される場合を除き、各金融機関のホームページに変更内容を掲載する等の方法で、その意味で一方向的に、約款変更する取扱いがされていると思われる。その実務が、改正民法で「定型約款に該当しない」とされた場合、変わって来る可能性がある訳です。

◎投資信託や証券取引約款は、「定型約款に該当する」との見解が一般的

ただこの点、投信販売約款を含む証券取引約款については、「定型約款に該当すると考えられる」との見解が一般的です。また、民法改正の国会審議の際の法務省民事局長答弁を含め、現時点で公表されている主な見解を(株)アークティス総研にて整理したところ、総じて、融資関係の約款は「定型約款に該当しない」とする見解が有力である一方、銀行等の預金規定や証券取引約款などは、「該当すると考えられる」との見解が一般的です。

もちろん「定型約款に該当するか否か」は最終的には、約款を提

供する各金融機関が自社の顧客を念頭に置いて、個社として判断することになります(少なくとも現在、官公署等が公的な見解を出している訳ではない)。しかし投信販売約款は、多くの金融機関が日本証券業協会の提供するモデル約款をアレンジした形で使用するのが通常であり、世の中の「有力な見解」に沿って判断することができる面が強いと思われます。施行日まであと2年弱の間に有力説を揺るがす事態が生じなければ、各金融機関が「定型約款である」と判断できる可能性は高いと思われます。

◎「ホームページ掲載により約款変更できる」条項は早めに入れておくこと

「定型約款に該当する」と判断する場合、現時点で投信販売約款の(民法改正対応としての)修正を考える余地はあまり無いのですが、以下の点については、各金融機関の約款で未対応(=下記赤字の条項が入っていない)の社があれば、早めに対応しておかれたほうが良いと思われます。

つまり「約款の変更」条項についての赤字部分、「前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。」の文言の挿入です。

議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

これは、改正民法第548条の4(定型約款の変更)第2項が、「定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。」とされたことを受けたものです。

約款変更には「事前に=その効力発生時期を定め」て、周知しなければならないことになり、一方で典型的な周知の方法として「インターネットの利用」が例示されています。

周知方法として何を選ぶかは、各金融機関のご事情(お客様のインターネットご利用度合いなど)にもよりますが、現状で最も便利と考えられるインターネットを全く利用しない選択は考えにくいと思われます。

<振替決済口座管理規定等の条項> (約款の変更)

第x条

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異

アーティストからのお知らせ

各種サービスにご関心をお持ちの方は、営業担当者またはお近くの本支店までご連絡ください。

○ ビデオライブラリー

「税制シリーズ（4タイトル）」、「業務スキル-I（4タイトル）」、「資産運用の基礎（5タイトル）」、「つみたてNISA 制度上の留意点」に加え、7月に「業務スキル-II（高齢者対応などの2タイトル）」がリリース予定です。いずれも金融機関の皆さまに役立つスキルや業務上のヒント、手がかりをスマホなどで気楽に楽しみながら掴んでいただくことを目的としています。（各タイトル視聴時間は30分～80分程度） 近日中に100タイトルまで充実させる予定です。

○ WebGuide® - 自己啓発講座等の掲示・紹介ポータルサイト -

インターネットまたはイントラネット上で各種eラーニング・通信教育・研修等の講座の案内、申込、申込一括集計、支払、受講者管理・集計などが可能なWebサービスです。ご利用企業の費用負担はありません。研修担当者の皆様は、各主催会社の講座について、企業様ごとの独自の分類と受講者向けメッセージを登録した上で受講者に公開します。受講者はサイト上で各講座の検索・比較・申込ができます。4月にサービス開始以来、既に10社超の金融機関の皆様にてご利用いただいています。

○ IQS - 人材育成プログラムを支援するシステム -

eラーニング講座や通信講座の履修、公的・民間・社内資格の取得、集合研修の受講、業務スキルの修得レベル、昇給・昇格条件としてのポイント、能力・業績考課等を社員属性ごとに必須要件として設定し、それらの充足状況の多次元分析を可能にすることで人材育成を支援するものです。また要件の充足と業績の相関分析なども可能になります。単独での利用の他、DCAMやWebトレーナーなど当社の他のシステムと同一のプラットフォーム上でもご利用いただけます。

○ RPA ベースのロボサービスの開始

以下の1と2のRPAロボサービスを提供開始いたしました！

1. 「P.I. ロボ」・・・資産相続 (Property Inheritance) 支援ツール

相続税の計算、対策としての生前贈与、生命保険の活用に伴う多くの複雑なロジックと計算をRPAで自動化し簡便化することで、顧客提案を支援する強力なツールとして提供いたします。具体的には、①相続税の概算値と②税の軽減効果を最大化する生前贈与額の自動計算を行った上で、③対応する生命保険の選択を行えば、相続税非課税枠や保障効果、資産運用効果と生前贈与の税軽減効果などを併せた計算結果を提示するものです。当社ならではの正確なロジックと迅速な制度対応力に裏付けられたツールです。

2. 「L.P. ロボ」・・・ライフプラン作成ツール

自分のライフステージに関係のないイベントを含め、多くの画面と入力ステップを経て作成する従来のライフプランシミュレーションは、長時間を要し面倒で退屈なものでした。当社が5月より案内を開始しましたL.P.ロボは、一画面上でシミュレーションプロセスが完了します。自分のライフステージに対応したイベントのみ選択可能で、イベントごとに入力が終了すると、瞬時にその内容が収入、支出と金融資産残高に反映されます。ライフプランイベント表は自動作成されシミュレーション結果も合わせて印刷可能となっており、驚きとともに大好評いただいております。また8月には生命保険必要保障額計算機能も加わる予定です。

3. 「ファンドロボ」・・・投資信託販売支援ツール

面談(顧客)カードが作成されていない場合でも簡単な質問に基づいて、顧客の属性や資金性格に適合したポートフォリオの構築・リバランスや、売買候補銘柄の分析をRPA処理することで高度にロジカルな提案とその根拠の表示を可能にしたツールです。投信評価機能として当社が提供している投信情報(FICOM)と有機的に一体化してサービスすることで、皆様の取扱ファンド全てを対象とした分析と意思決定の支援を行うことができます。

○ ドリル学習講座 - 初級・中級レベルの品揃え -

ドリル学習講座では、昨年「冊子テキスト」サービスを開始し、eラーニング受講終了後の冊子での復習を可能にいたしました。また、オプション機能として、「実力検定試験」を受験する前に各種のテスト合格を義務付け、内容の習熟を徹底するための「再学習機能」を付加しました。今年には既存の講座に初級と中級の品揃えを行います。他の区分の講座を併せると(ビデオライブラリーは除いて)、約400の学習講座の提供が可能となる予定です。

お問い合わせ

アーティスト株式会社 <http://www.artis.co.jp> info89@infobank.co.jp

[本社：営業本部]	東京都港区南青山 1-2-6 ラティス青山スクエア	tel : 03-5410-9301
[仙台支店]	宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30	tel : 022-721-2051
[名古屋支店]	愛知県名古屋市中区錦 3-5-31 ジブラルタ生命名古屋錦ビル	tel : 052-253-7105
[大阪支店]	大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-24 新大阪第一生命ビルディング	tel : 06-6152-8021
[福岡支店]	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-3-7 シティ 21 ビル	tel : 092-418-7325

